

## こしがや子育てガイドブック協働発行业者募集要領

越谷市では、市と協定を結び、日常生活上の行政手続きや行政サービスなどを掲載したこしがや子育てガイドブックを協働発行する事業者を募集します。

### 1 業務概要

- (1) 事業名称 こしがや子育てガイドブック協働発行业者
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 発行時期 令和8年10月(予定)

### 2 選考方法

別紙評価基準に基づき書類審査を行い、事業者を決定します。選考結果は、申込者全員に対し、郵送で通知します。ただし、すべての参加者から適切な提案がない場合(評価項目の合計配点の60%未満)には、募集の手続きを中止します。

### 3 応募資格

次にいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 応募日前2年間において、振り出した小切手または手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がある者
- (4) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、越谷市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者
- (5) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずるもので、明らかに協働発行业者として不相当であると認められる者

### 4 申込み

- (1) 提出書類(各1部提出。①~②、⑤~⑥は電子データによる提出可。提出書類は返却しません。)
  - ①こしがや子育てガイドブック協働発行业者参加申込書(別紙1)
  - ②参加資格に係る申立書(別紙2)
  - ③履歴事項全部証明書の原本(発行後3カ月以内のものに限る)
  - ④法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本(その3の3)(税務署が発行

したもので、発行後3カ月以内のもの)

⑤企画提案書 (A4・20 ページ程度)

次の内容は必ず明記してください。

- ・協定締結から配布までの事業スケジュール
  - \*初校から最終まで校正期間がどの程度確保出来るか明示してください
- ・原稿制作・編集、印刷、配布、広告販売等、各業務の実施体制
  - \*市と事業者の役割分担が分かるような資料を提出してください
  - \*掲載広告に関する法令違反等のチェック体制が分かる資料を提出してください
  - \*行政情報と広告を同一紙面内にどのように掲載するかがわかるような資料を提出してください
- ・その他 PR 資料

⑥他の自治体との協働発行の実績が分かる資料

⑦過去に同事業で発行した他市の冊子のうち、本市に提供するものと同程度の品質のものでなるべく近年発行のもの、2市分 (各1部ずつ)

(2) 提出期限等

- ①提出期限 令和8年4月21日(火)、午後5時15分
- ②提出方法 持参または郵送 (必着) ※一部電子データによる提出可
- ③提出先 越谷市こども家庭部こども政策課 (越谷市役所第二庁舎2階)  
(住所) 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1  
(E-mail) kodomoseisaku@city.koshigaya.lg.jp

5 質疑方法

- (1) 令和8年4月15日(水)、午後3時までにこども政策課へ電子メールでお願いします。(E-mail) kodomoseisaku@city.koshigaya.lg.jp
- (2) 受け付けた質問に対する回答は、令和8年4月17日(金)に、申込者全員に対して電子メールで回答します

6 協定の締結

協働発行业者として決定した者は、市と協働発行业者に係る協定を締結します。

7 選考・協定締結に関するスケジュール (予定)

- 4月15日(水) 質疑受付期限 (午後3時まで)
- 4月17日(金) 質疑回答
- 4月21日(火) 参加申込書等提出期限 (午後5時15分まで)
- 4月24日(金) 選考審査会

4月下旬	審査結果に関して市から連絡
5月上旬	協定締結